



**JASDAQ**

平成23年9月7日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ  
代表取締役 梅木 篤郎  
社 長  
(JASDAQコード 8927)  
取締役  
問合わせ先 執行役員 安田 俊治  
管理部長  
(電話番号 03-5768-6573)

### 訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ

当社は、平成23年8月26日に一審判決がありました株式会社みずほ銀行より提起されていた訴訟に関し、平成23年9月7日付で東京高等裁判所に控訴しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 控訴した年月日及び裁判所

平成23年9月7日 東京高等裁判所

#### 2. 控訴した相手方

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 商 号       | 株式会社みずほ銀行         |
| (2) 本店所在地     | 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 塚本 隆史       |

#### 3. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は一審、二審とも被控訴人の負担とする。

#### 4. 控訴の経緯訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は株式会社みずほ銀行が、当社及び株式会社シティクルーズが共同して実施した「天満1丁目マンション共同事業」において株式会社シティクルーズが原告に対して負担する貸金債務について、株式会社みずほ銀行の請求により当社が第三者弁済することを約したと主張した上で、株式会社シティクルーズの返済が見込めないと判断し、平成20年12月3日付にて、当社に対し、弁済を請求しました。

しかしながら、当社は、株式会社みずほ銀行の抵当権実行の前に第三者弁済の機会を与えられたものであり、債務保証をした事実はないため、原告に対し、弁済しない旨回答しておりましたが、原告がそれを不服として、当社を相手方として、当該貸金元本残高の支払を求める旨の訴訟提起がなされたものであります。

これについて、平成23年8月26日付で東京地方裁判所により当社が株式会社みずほ銀行に対して金472,655,189円を支払え、訴訟費用は当社の負担、この判決は仮に執行することができる、との言い渡しを受けました。

今回の判決は、当社としましては不当と考えており、本判決の是正を求めるため、東京高等裁判所に控訴いたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の判決は、当社としましては不当と考えており、本判決の是正を求めていく所存であります。なお、第一審判決による当社の業績に与える影響は、その取扱方法及び金額について現在精査中であり、確定次第、すみやかに開示いたします。

以 上